

家畜伝染病予防対策について

令和6年10月11日（金）
農林水産部家畜防疫対策課

○家畜伝染病とは (家畜伝染病予防法第2条)

- ・家畜伝染病とは、家畜の伝染性疾病のうち、その病性、発生状況、予防・治療法の有無、畜産情勢等を勘案し、発生によるまん延を防止するため、殺処分等の強力な措置を講ずる必要がある疾病。
- ・家畜伝染病予防法にて、28疾病が指定。

家畜伝染病28疾病

- | | | |
|-----------|-------------|-----------------|
| 1 牛疫 | 11 結核 | 21 アフリカ豚熱 |
| 2 牛肺疫 | 12 ヨーネ病 | 22 豚水疱症 |
| 3 口蹄疫 | 13 ピロプラズマ症 | 23 家きんコレラ |
| 4 流行性脳炎 | 14 アナプラズマ症 | 24 高病原性鳥インフルエンザ |
| 5 狂犬病 | 15 伝達性海綿状脳症 | 25 低病原性鳥インフルエンザ |
| 6 水疱性口内炎 | 16 鼻疽 | 26 ニューカッスル病 |
| 7 リフトバレー熱 | 17 馬伝染性貧血 | 27 家きんサルモネラ症 |
| 8 炭疽 | 18 アフリカ馬疫 | 28 腐蛆病 |
| 9 出血性敗血症 | 19 小反芻獣疫 | |
| 10 ブルセラ症 | 20 豚熱 | |

○県内における家畜伝染病の発生状況

- ・ 県内では、2010年以降において、ヨーネ病、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ、腐蛆病の4つの家畜伝染病の発生を確認。
- ・ ワンヘルスの推進にあたっては、人獣共通感染症である高病原性鳥インフルエンザへの対応が重要。

年（西暦）	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
ヨーネ病		1		3	3	3	1				1	1			
豚熱										1	1	1			
<u>高病原性鳥インフルエンザ</u>		2													
腐蛆病							1								

【参考】発生した伝染病について

ヨーネ病：牛や羊などの病気。ヨーネ菌の経口感染により、長い潜伏期間の後に発症し、慢性の下痢、消瘦、泌乳量の低下がみられる。患畜と診断された家畜は、まん延防止のため殺処分される。

豚熱：豚やイノシシの病気。強い伝染力と高い致死率が特徴。発生農場等では防疫措置による殺処分が行われる。

高病原性鳥インフルエンザ：鳥類の病気。A型インフルエンザウイルスが引き起こす病気で、病原性が高いと判定されたもので、致死率が高い。発生農場では防疫措置による殺処分が行われる。

腐蛆病：蜂の病気。ふそ病はふそ病菌により発症する疾病で、蜂の幼虫が病原体を含む餌を摂取したときに、発症し死亡する。

○高病原性鳥インフルエンザについて（昨年の発生状況）

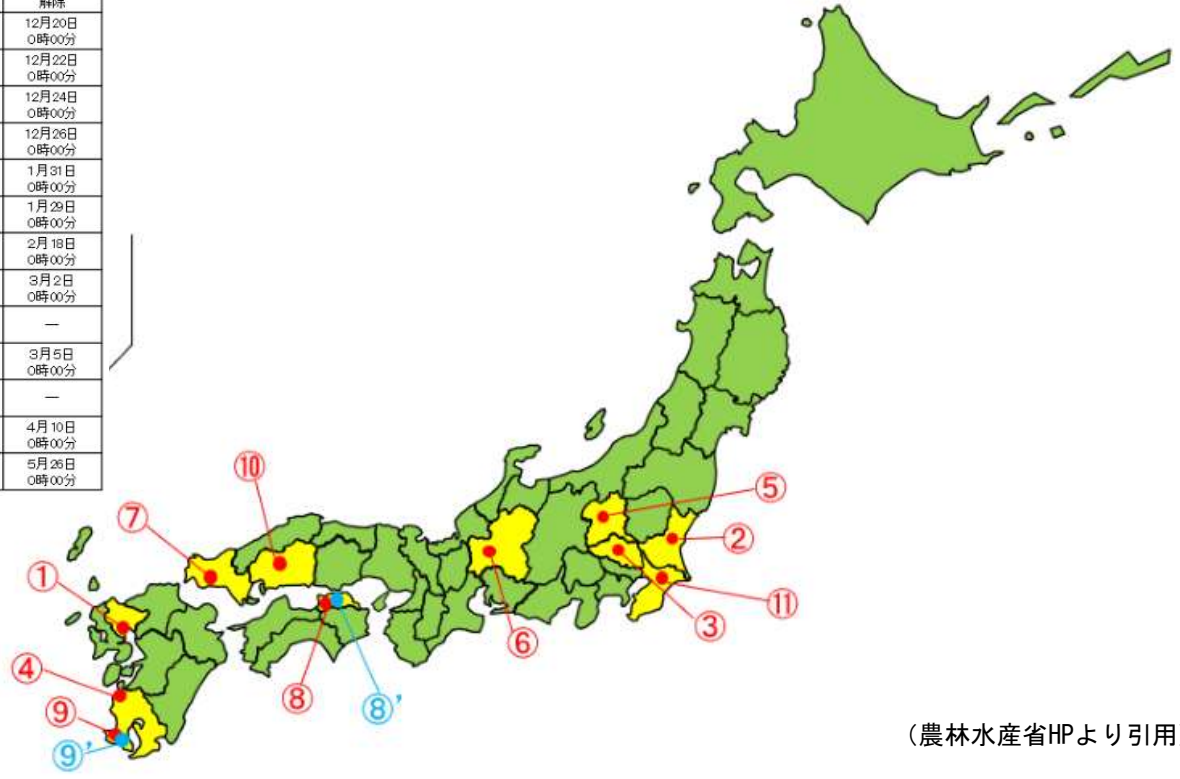
・国内では、農場において全国各地で鳥インフルエンザの発生が確認。

高病原性鳥インフルエンザの防疫措置の進捗状況①

○今シーズンは、令和5年11月25日に国内1例目が確認されて以来、令和6年4月29日12時00分時点で**10県11事例**発生し、**約85.6万羽**が殺処分の対象となっている。

高病原性鳥インフルエンザの防疫措置の進捗状況②

発生場所	発生日 ※1	飼養羽数 ※2,3	農林水産省 対策本部	防疫対応状況			
				防疫措置（殺処分、埋蔵等） 開始	完了	搬出制限区域 解除	移動制限区域 解除
1 佐賀① 養鶏場 (佐賀県唐津市)	令和5年 11月25日	約4.0万羽 (採卵鶏・ケージ飼い)	11月25日	11月25日 9時00分	11月28日 17時50分	12月9日 0時00分	12月20日 0時00分
2 茨城① 養鶏場 (茨城県笠間市)	令和5年 11月27日	約7.2万羽 (採卵鶏・ケージ飼い)	11月27日	11月27日 9時00分	11月30日 18時30分	12月16日 0時00分	12月22日 0時00分
3 埼玉① 養鶏場 (埼玉県毛呂山町)	令和5年 11月30日	約4.5万羽 (採卵鶏・ケージ・平飼い)	11月30日	11月30日 9時00分	12月2日 14時30分	12月18日 0時00分	12月24日 0時00分
4 鹿児島① 養鶏場 (鹿児島県出水市)	令和5年 12月8日	約2.3万羽 (採卵鶏・ケージ飼い)	12月8日	12月8日 7時00分	12月4日 17時00分	12月20日 11時00分	12月26日 0時00分
5 群馬① 養鶏場 (群馬県高山村)	令和5年 1月1日	約36万羽 (採卵鶏・ケージ飼い)	1月1日	1月1日 9時00分	1月9日 18時00分	1月25日 0時00分	1月31日 0時00分
6 岐阜① 養鶏場 (岐阜県山県市)	令和5年 1月5日	約5.0万羽 (肉用鶏・平飼い)	1月5日	1月5日 8時00分	1月7日 13時15分	1月18日 0時00分	1月29日 0時00分
7 山口① 畜産人農場 (山口県防府市)	令和5年 1月27日	29羽 (採卵鶏等)	1月27日	1月27日 7時00分	1月27日 8時50分	2月7日 0時00分	2月18日 0時00分
8 香川① 養鶏場 (香川県三豊市)	令和5年 2月6日	約7.0万羽 (採卵鶏・ケージ・平飼い)	2月6日	2月6日 5時00分	2月9日 14時50分	2月25日 0時00分	3月2日 0時00分
8' (関連) 香川①' 養鶏場 (香川県三豊市)	—	約4.0万羽 (採卵鶏)	2月6日	2月6日 5時00分	2月9日 14時50分	—	—
9 鹿児島② 養鶏場 (鹿児島県南さつま市)	令和5年 2月11日	約5.400羽 (肉用種鶏・平飼い)	2月11日	2月11日 7時00分	2月12日 17時30分	2月23日 0時00分	3月5日 0時00分
9' (関連) 鹿児島②' 養鶏場 (鹿児島県南さつま市)	—	約7.600羽 (肉用種鶏)	2月11日	2月11日 7時00分	2月12日 17時30分	—	—
10 広島① 養鶏場 (広島県北広島町)	令和5年 3月12日	約8.0万羽 (採卵鶏・ケージ飼い)	3月12日	3月12日 8時30分	3月19日 15時25分	3月30日 0時00分	4月10日 0時00分
11 千葉① 養鶏場 (千葉県富里市)	令和5年 4月29日	約6.3万羽 (採卵鶏・ケージ・平飼い)	4月29日	4月29日 12時00分	4月29日 18時30分	5月4日 0時00分	5月26日 0時00分



(農林水産省HPより引用)

主な発生要因は、
人為的なウイルスの持ち込み
渡り鳥による国内へのウイルスの持ち込み



海外からの持ち込み防止対策（国）
 農場等における発生防止対策 を実施

○高病原性鳥インフルエンザの発生防止対策（県の取組）

1 ウイルスの農場への侵入防止と感染拡大防止対策

（1）家畜伝染病等の研修会の開催

- ・ 疾病について正しく知り、効果的な防疫対策を知ること、農場における被害を防ぐため、毎年、研修会を開催。
- ・ 研修会へは、養鶏農家、関係団体、関係職員など幅広い方々が参加。



研修会場の様子



講師による研修の様子

○高病原性鳥インフルエンザの発生防止対策（県の取組）

1 ウイルスの農場への侵入防止と感染拡大防止対策

（2）飼養衛生管理基準の遵守に向けた指導

- ・飼養管理基準とは、家畜の飼養に係る衛生管理の方法について、家畜の所有者が遵守すべき基準として国で定められたもの。
- ・農場巡回などの機会を通じて、ガイドブックなどを活用しながら、飼養管理基準の遵守徹底を推進。



【参考】飼養衛生管理基準

家畜伝染病予防法第12条の3の規定に基づき定められている衛生管理の基準
取組の目的ごとに以下のⅠ～Ⅳに体系化し、それぞれの体系について、防除対象とする感
染源の種類（人、物品、野生動物、飼養環境、家きん）ごとに項目を分類

- Ⅰ 当該家畜の飼養に係る衛生管理の方法に関する基本的な事項
最新情報の把握、従事者等への周知徹底、衛生管理区域の設定、密飼いの防止など
- Ⅱ 衛生管理区域への家畜の伝染性疾患の病原体の侵入の防止の方法に関する事項
立入りの制限、消毒、専用の衣服や靴の設置使用、健康観察など
- Ⅲ 衛生管理区域内における家畜の伝染性疾患の病原体による汚染の拡大の防止の方法に関する事項
専用の靴の設置、消毒、野生動物対策、区域内の整理整頓、健康観察など
- Ⅳ 衛生管理区域外への家畜の伝染性疾患の病原体の拡散の防止の方法に関する事項
早期通報、出荷移動の停止、健康観察など

○高病原性鳥インフルエンザの発生防止対策（県の取組）

1 ウイルスの農場への侵入防止と感染拡大防止対策

(3) 他県発生時における、県内養鶏農場への情報提供

(4) 農場における異常発見時の速やかな通報の徹底

・ ウイルスの侵入防止や感染防止対策の徹底を図るため情報共有
【他県発生時】
 国 → 県 → 養鶏農場

・ まん延防止対策を図るため早期通報
【農場での異常発生時】
 養鶏農場 → 県 → 国

家畜衛生情報

令和6年●●月○○日
三重県△△家畜保健衛生所

鶏飼養農場 飼養衛生管理者の皆さま

◇◇県で高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜【国内9例目】が確認されました

1. 発生農場
 ◇◇県南××市 肉用種鶏 約5,000羽
 関連農場 約5,000羽

2. 経緯

通報受付・立入検査	●●月□□日
通報内容	死亡増加
AI簡易検査陽性	同日
疑似患畜確定	●●月□□日

農水省報道発表資料



R5年度HPAI関連情報



カラスからのウイルス検出事例が続いています。春の渡りも始まっており野鳥の動きが変わってきています。
 引き続き定期的に自己点検を実施し、不備があれば直ちに改善をお願いいたします。

防鳥ネット等の点検修理、農場内の除草・木の剪定、
 消石灰の散布、入退場車両等の消毒、
 着替え、手指の消毒、鶏舎内外の動線分離(交差汚染防止)、
 異常鶏の早期発見・早期通報

(別記様式3)

異常家さん等の届出を受けた際の報告

○○県○○家畜保健衛生所

- 届出受理年月日時間： 年 月 日 時 分
- 届出者
 氏名： (職業：)
 住所： (電話番号：)
- 異常家さん等の所在場所
 住所： (電話番号：)
 農場名：
 所有者氏名：
 従業員数：
- 当該施設に関する情報
 飼養家さんの用途：
 肉用鶏 / 採卵鶏 / 種鶏(肉用・採卵用) / その他()
 飼養形態：
 ケージ飼い / 平飼い / その他()
 飼養総羽数：
 ()羽
 家さん舎数及びその構造：
 総数：()舎
 (うちウインドレス()舎、開放()舎、その他()舎)

○高病原性鳥インフルエンザの発生防止対策（県の取組）

1 ウイルスの農場への侵入防止と感染拡大防止対策

（5）高病原性鳥インフルエンザの浸潤状況調査

- ・高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染拡大を防止するため、浸潤状況を的確に把握するため必要。
- ・県では、農場におけるウイルスの浸潤状況を調べるために、定期的にモニタリング検査を実施

① 定点モニタリング

- （県内の15農場で年12回の検査を実施）
- ・感染リスクが高い環境にある農場から選定する。
 - ・拭い液や血液を採材し、ウイルス分離検査及び血清抗体検査等を行う。

② 強化モニタリング

- （県内の30農場で年1回の検査を実施）
- ・農場を飼養規模別に分け、無作為に選定する。
 - ・血液を採材し、血清抗体検査を行う。

モニタリングの結果、農場へのウイルス侵入は確認されていません

表：モニタリング検査の結果（2019-2023）

年度	定点モニタリング			強化モニタリング			備考
	実施農場数 (延べ)	検査羽数	陽性羽数	実施農場数	検査羽数	陽性羽数	
2019	180	1,800	0	30	300	0	
2020	180	1,800	0	30	300	0	
2021	180	1,800	0	30	300	0	
2022	180	1,800	0	30	300	0	
2023	180	1,800	0	30	300	0	

○高病原性鳥インフルエンザの防疫対策（県の取組）

2 養鶏農場における万が一の発生時への備え

（1）防疫措置に関わる職員への研修会や机上訓練

- ・農場での発生時には、三重県高病原性鳥インフルエンザ対策本部を設置し対応。
- ・本部を設置し関係機関との連携した取組が円滑に進められるよう毎年、農場発生を想定した全庁的な机上訓練を実施。



仮想対策本部を設置した机上訓練の様子

○高病原性鳥インフルエンザの防疫対策（県の取組）

2 養鶏農場における万が一の発生時への備え

（2）農林（水産）事務所を単位とした防疫訓練の実施と関係機関との連携確認

- ・各農林（水産）事務所において、発生時の防疫措置に対して迅速に対応できるよう、病気に関する講義や、実際の対応を想定した訓練を実施
- ・訓練の開催にあたっては、市役所などの関係機関の職員も参加



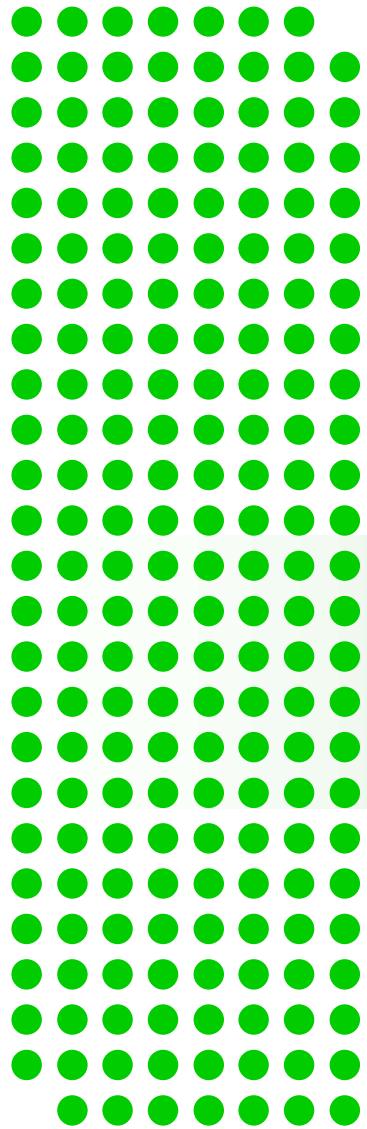
発生時の初動対応訓練の様子



関係機関と連携した防疫演習の様子

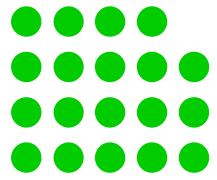
ワンヘルスの推進にあたって

家畜伝染病などの対策等を行い、動物疾病対策や安全安心な畜産物の生産の確保を強化し、家畜を含む動物の病気をヒトに感染しないようにすることが重要です。



生物多様性について

令和6年10月11日（金）
農林水産部みどり共生推進課



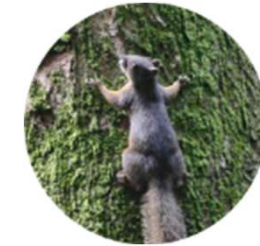
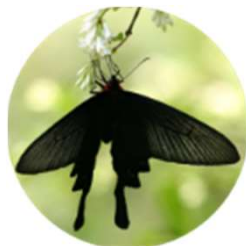
生物多様性とは

3つの多様性

1 生態系の多様性：生物が生息する様々な自然があること



2 種の多様性：たくさんの種類の生物がいること



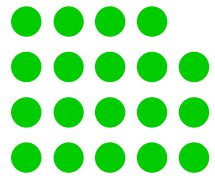
3 遺伝子の多様性：同じ種類の生物でも違い(個性)があること



背中
の斑点
(ナミテントウ)



貝殻
の模様
(アサリ)

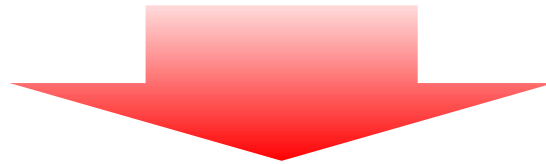


生物多様性の恩恵

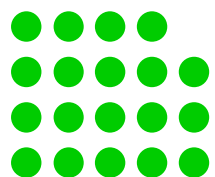
多種多様な生物が多様な環境に
豊かに生息している「状態」

生物多様性 4つの「恩恵」

- ・ 基盤形成 (大気、土壌、…)
- ・ 環境調整 (気候、水質、…)
- ・ 資源供給 (食糧、木材、…)
- ・ 文化形成 (風土、景観、…)



生物の多様性は重要



みえ生物多様性推進プラン

三重の風土によって私たちは生かされています。
～豊かな生物多様性が受け継がれ、自然と共生する社会の実現～

取組方針 1 生物多様性の保全

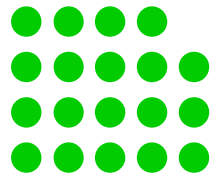
民間等が行う自然を守る取組

自然共生サイト (四日市市楠地区「吉崎海岸」)



ハマダイコン、ハマニガナ等の海浜性植物が自生、県鳥シロチドリの営巣、アカウミガメの産卵がみられる。

有志、地元住民、企業、行政による海岸清掃活動が行われている。



みえ生物多様性推進プラン

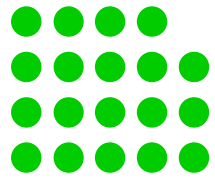
取組方針2 適正な自然の活用

自然環境を持続可能なかたちで活用する地域づくり

県営林道開設事業におけるクマタカの保護 (中勢地域)



クマタカ繁殖の妨げとならないよう、工事の施工期間を制限。
今後、人工代替巢の設置検討している。



みえ生物多様性推進プラン

取組方針3 保全と活用のための環境づくり

多様な主体により連携・協働する保全活動

みえ生物多様性パートナーシップ協定

(北勢地域、多気町周辺「フクロウ保護プロジェクト」)



北勢地域及び多気町周辺において、フクロウの繁殖支援、生態研究及び保全のための啓発活動を、2件の協定により企業の支援を受けて実施している。